

【住宅リフォーム】制度 新年度も継続実現！

毎年、「新年度はどうなるんだろう？」と心配していた住宅リフォームと商店版リフォーム制度。先月半ばの段階で新聞等に継続実施が報道されました。しかも、内容が拡充されていて、我々がお願いしていた通り、事業者にも利用者にも使い勝手のいい制度に改善されました。



先ず何といっても複数利用が可能になったことが大きいです。今まで一度利用した人は、2度目は使えない制度でした。事業規模も昨年の倍近くに増えましたし、補助金上限額も5万円増えて15万円に（補助率20%）。対象工事も、20万円以上だったのが10万円以上になりました。受付期間は前期が4月中旬～5月中旬の予定ですが、これもひとえに事業者の熱意と応援してくれた市議員さんたちの力のお陰です。ありがとうございます。

3・13 重税反対全国統一行動

今年の3・13重税反対全国統一行動は、チラシでもご案内の通り、集会無し・デモ行進無し・集団申告無しの【三無し】で終了いたしました。「果たしてそれで良かったのだろうか」と商工新聞の記事や他民商の熱気あふれる3・13行動を見るにつけ、思い悩む日々が続いています。

収受印の押された申告袋をまとめて取りに行った時の税務署の総務課長さんの笑顔と、「来年もぜひこの様にお願います」の一言が癪に障り、「コロナが収まったらまた元の様に戻しますから」と笑顔で切り返すのが関の山だったのが悔しい思い出となりました。



今回は前日に行った糸魚川会場でも同じ扱いを受け、全体に申告袋の数が減っ

てしまっていることが、民商が軽んじられている一因かも知れません。やはり【数は力なり】。何としても会員・読者を増やさねばなりません。※民商は底辺で困っている事業者の支え、味方にならなければならないと思う出来事が最近ありました。

日本語が余り上手に話せない読めない在日外国人の事業者が申告で困っていました。普通の日本人でさえ申告書を書くのは難しいのに、彼女らが出来つこありません。誰かが助けてあげなければちゃんとした申告書は書けません。「電気代って何費で落とすの？」「ガソリン代は？」余程の人じゃない限り一度教えてあげれば理解できます。こんな時こそ民商の出番。税理士費用が高くて払うのが大変な方にも、民商なら月々5千円程度で申告のための記帳もサポートします。何でも相談できる場所を一か所作っておくことも、組織の一員になっておくことも強みです。あなたの周りで困っている人はいませんか？ぜひ民商を紹介して下さい。

3・24 各種【支援金】学習会開催

緊急事態宣言下、各自治体では経済もテコ入れしようと支援金を用意し、利用を促しています。利用し易くない制度も中にはありますが、利用できるものなら積極的に活用し、この荒波を乗り越えて生きていきましよう！

新型コロナウイルスの影響から経営を守ろう！

持続化給付金の申請、税金・保険料の納付
家賃・リース料、給与や賞与金の支払い
緊急融資、借入金の返済猶予や借り換え

支援を断られても諦めないで！ 相談は **民商へ**

一時支援金（国）

- 今年1月の緊急事態宣言で影響を受けた業者で、1月～3月の売上が前年比50%以下の月がある業者が対象
- 個人30万円・法人60万円（上限）
- 受付 3月8日～5月31日
- 電子申請

事業継続支援金（県）

- 飲食店・カラオケ店の法人・個人
- 昨年12月～今年4月までで2か月続けて前年同月比で20%以上売上が減少
- 単独店舗20万円・複数店舗40万円
- 受付 3月16日～5月31日まで



事業者経営支援金（上越市）

- 売上減少率、売り上げ規模に応じて、最大100万円支給
- 比較対象期間 2018年11月～2019年4月と2020年11月～2021年4月
- 受付 3月3日～7月30日

3・23 【換価の猶予】学習会

所得税や消費税などの申告が終わりホッとしておられることでしょうか、差し迫ってくるのが税金の納期です。今年もコロナの影響で納期が1ヶ月伸びて4月15日までとなっていますが、消費税は年間通じて10%になり、予想以上に多額になっている会員さんも多く見受けられます。払いたくても払えない方は、申請型の「換価の猶予」制度を利用すれば延滞料も安く済みますし、月々細かく分納が出来ます。もし納税にお困りな方は一度換価の猶予を試してみたいかがでしょうか。

日時 3月23日（火） 13時30分
場所 民商会館 3階

4・7 建設業許可変更届学習会

毎年この時期に開催しています変更届の学習会ですが、今年は下記の通り決定いたしました。

日時 4月7日（水） 13時30分～18時30分
場所 民商会館 3階

